

## 令和6年分 所得税の定額減税について

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、早期にご準備に着手できますよう国税庁がパンフレットを作成しています。下記ご参照下さい。パンフレットをご参照いただくほか、国税庁ホームページの定額減税特設サイト（随時最新情報に更新されています）を御覧ください。

定額減税特設サイト

(<http://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

上記パンフレットは定額減税の概要を説明したものであり、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。

このパンフレットは令和6年1月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。



定額減税特設サイト

## 定額減税に関するご相談・お問合せ窓口

給与支払い者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

# 0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00(土日祝除く)

全国一律の料金でご利用いただけます。

※上記電話番号に繋がらない場合 03-6626-2067(通常電話料金)

※所轄税務署の代表電話番号に電話し、音声ガイダンスに沿って「4」を選択していただいた場合でも繋がります。

※間違い電話がおおくなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意ください。

※個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接予約をお願いします。

## 給与支払者向け定額減税説明会

※税務署では説明会を事前予約制で開催しています。

参加をご希望の場合は国税庁公式アカウントから

事前申込をお願いします。詳しくは国税庁 HP をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/setsumeikai.htm>



友だち追加はこちら

友だち追加